

susten新興国インカム・インデックスファンド (年4回決算型) (愛称: エマージング・インカム)

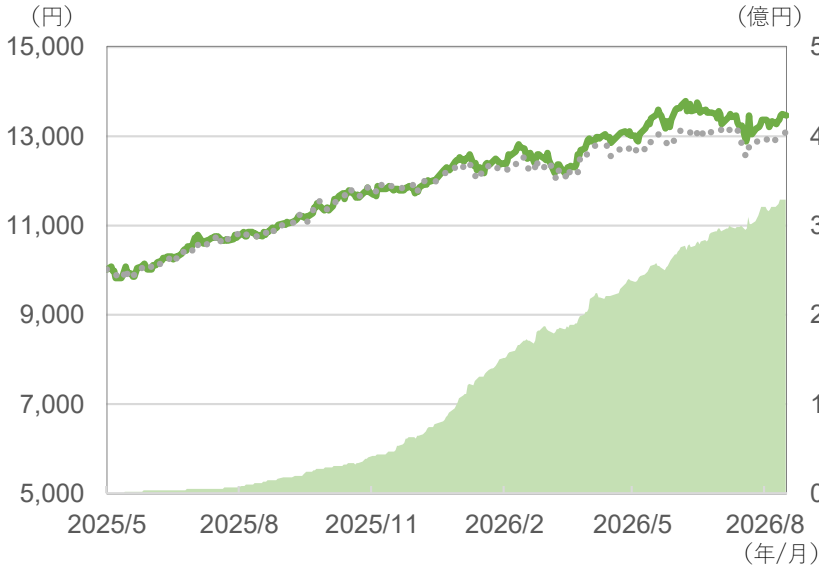
月次レポート

追加型投信／海外／資産複合／インデックス型

作成基準日: 2026年8月31日

基準価額・純資産総額の推移

■ 純資産総額(右目盛)
■ 基準価額 (分配金再投資) (左目盛)
..... ベンチマーク (左目盛)



期間別騰落率 (%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	1.66	0.32	5.46	24.46	-	34.45
ベンチマーク	2.45	1.83	4.87	21.96	-	30.94

- ※ 上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。
- ※ 基準価額および期間別騰落率は信託報酬（詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。）控除後のものです。換金時の税金等は考慮していません。分配金実績がある場合は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。
- ※ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配を行わないこともあります。
- ※ ベンチマークはエマージング・インカム指数です。当ファンドの設定日前日を10,000として指数化しています。詳細は、後述の「ファンドの特色」「ファンドが対象とする指数の著作権等」をご参照ください。
- ※ 設定来の騰落率は当初設定額10,000円を起点として算出しています。

新興国インカム・インデックス・マザーファンド

組入れ銘柄 (%)

	銘柄名	比率
1	NEXT FUNDS 新興国株式MSCI エマージング・マーケット・インデックス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	35.4
2	NEXT FUNDS 新興国債券J.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	64.4

- ※ 上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではありません。
- ※ 比率は純資産総額比です。表示桁未満の数値は四捨五入しています。
- ※ 計理処理の仕組み上、短期金融資産等がマイナスで表示されることがあります。
- ※ ポートフォリオの内容は市場の動向等を勘案して随時変更されます。

最終頁の「本資料のご利用にあたっての
ご留意事項等」をご覧ください。

ファンド概況

基準価額	12,945 円 (1万口当たり)
純資産総額	3.28 億円

設定日	2025年5月19日
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の 各25日 (休業日の場合は翌営業日)
信託期間	原則、無期限

分配金実績 (1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第1期	2025/7/25	0 円
第2期	2025/10/27	110 円
第3期	2026/1/26	115 円
第4期	2026/4/27	120 円
第5期	2026/7/27	125 円
設定来累計		470 円

ファンドの特色

- 1 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に新興国株式ならびに米ドル建て新興国債券に投資することにより、新興国の経済成長を享受しつつインカム・ゲインの確保を目指します。
- 2 sustenキャピタル・マネジメントが独自に算出するエマージング・インカム指数に連動する投資成果を目指します。

エマージング・インカム指数について

- エマージング・インカム指数(以下、ベンチマークと言うことがあります。)は、新興国株式と米ドル建て新興国債券の価格変動リスクが長期的に概ね均等になるよう設計された合成指数です。
- 基本の資産配分比率は新興国株式:米ドル建て新興国債券=1:2とし、年に1回リバランスを行います。
- 概ねの通貨配分比率は、新興国通貨:米ドル=1:2です。
- 新興国株式に相当する部分は、FTSE Emerging Net of Tax(円換算ベース)を使用します。米ドル建て新興国債券に相当する部分は、J.P. Morgan Emerging Markets Bond Index Plus(円換算ベース)を使用します。

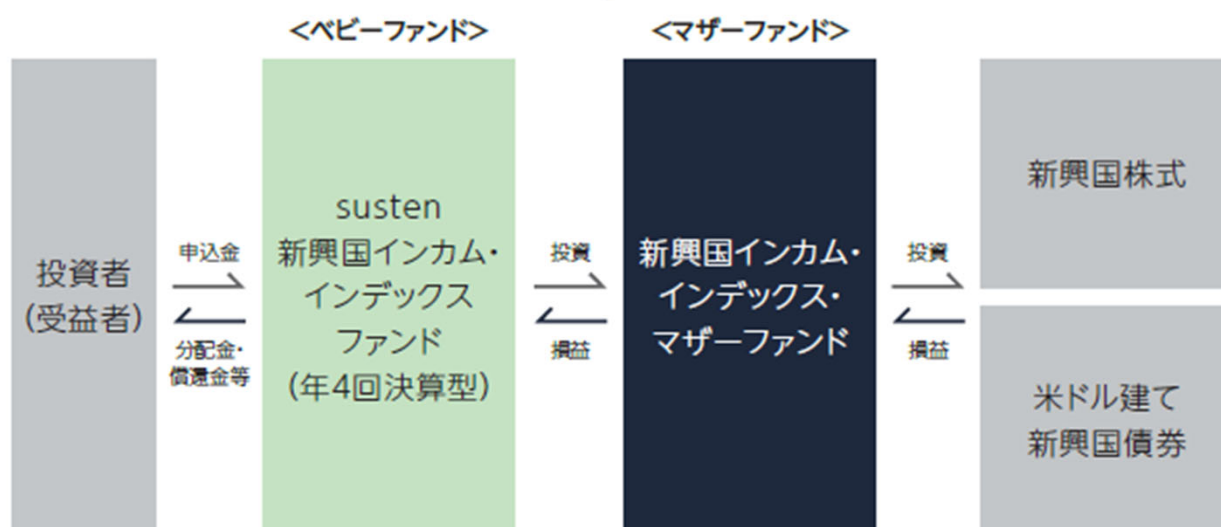
- 3 海外資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。



※損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

※ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

投資リスク

当ファンドは、主に価格変動のある有価証券等(外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。)に投資しますので、以下に掲げる要因等により基準価額が変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

なお、**投資信託は預貯金とは異なります。**

以下は当ファンドの主なリスクおよび留意点であり、これらに限定されるものではありませんのでご注意ください。

基準価額の変動要因

新興国市場への投資に伴うリスク	当ファンドは、実質的に新興国の株式および債券を投資対象とします。新興国市場への投資には、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること(このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。)、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。新興国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。新興国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。
株価変動リスク	当ファンドは、実質的に国外の株式に投資するため、株式投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢や景気見通し、金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、実質的に投資する株式の価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	当ファンドは、実質的に国外の公社債等に投資するため、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します(価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。したがって、実質的に投資する公社債等の金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

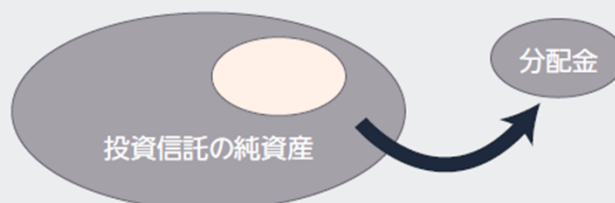
基準価額の変動要因

為替変動リスク	当ファンドは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動リスクを伴います。為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等により変動します。したがって、実質組入外貨建資産の通貨に対して円高となった場合には、資産の円換算価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	当ファンドは、実質的に国外の株式や公社債等に投資するため、信用リスクを伴います。株価は、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また公社債等の価格は、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって変動し、特に発行体が財政難や経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります)。したがって、このような状態が生じた場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。これにより、基準価額にマイナスに影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

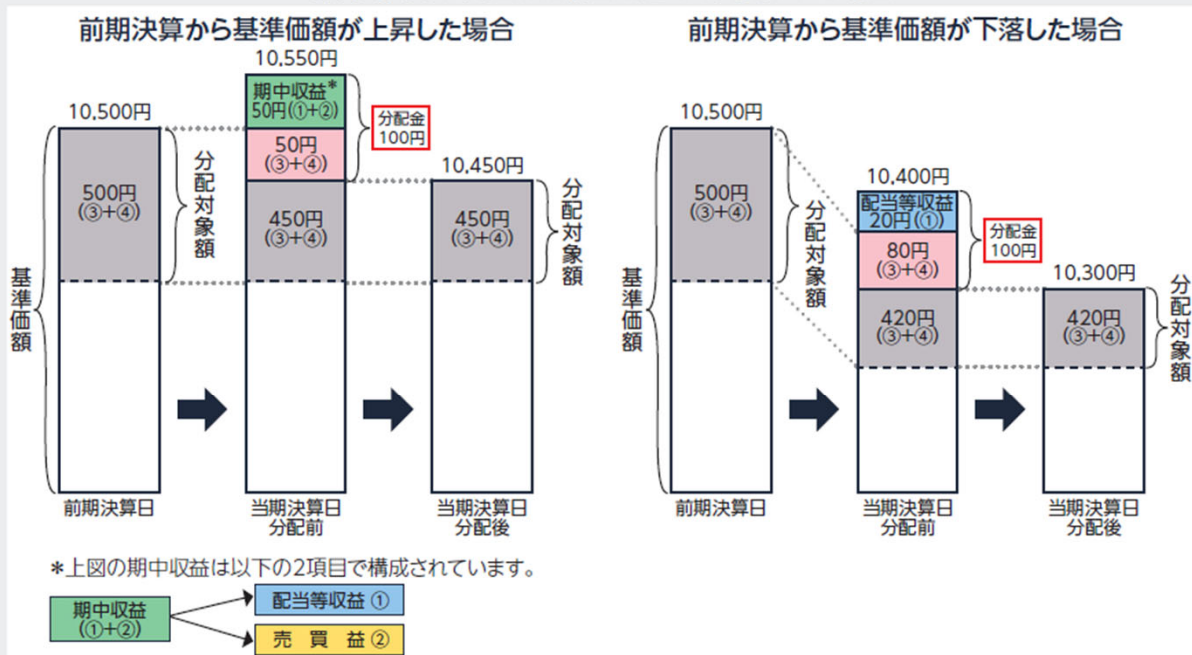


収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

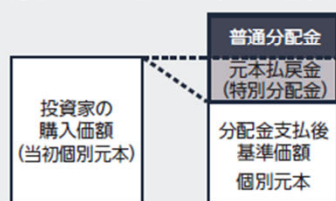


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することにより十分ご注意ください。

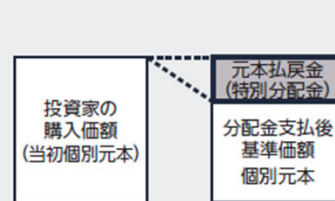
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的には元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

その他の留意点

- 当ファンドはベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象指数の動きに連動しないことがあります。
 - ・当該指数を構成する全銘柄を組入れない場合や保有ウェイトが当該指数におけるウェイトと異なる場合があること
 - ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料や信託報酬等の費用を負担すること
 - ・流動性の確保やその他の理由で現預金等を保有すること
 - ・利用可能な指数先物と当該指数の動きに不一致が生じること
- 当ファンドのお取引に関しては、金商法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。主要投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社が得る手数料です。
信託財産留保額	換金価額に0.3%以内の率を乗じて得た額(当資料作成基準日現在0%) ※資金動向、市況動向等によって、解約に応じて発生する費用が増加し残存受益者への影響が大きくなると想定される場合には、信託財産留保額を設ける場合があります。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、ファンドの日々の純資産総額に年率0.363%(税抜0.33%)の信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 <信託報酬率の内訳>		
	支払先	信託報酬率	役務の内容
	委託会社	年率0.165% (税抜0.15%)	ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等
	販売会社	年率0.165% (税抜0.15%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
その他の費用・手数料	受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)	信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等
	目論見書・運用報告書等作成費用、監査費用、信託事務に要する諸費用等が純資産総額の年率0.11%(税抜0.10%)を上限として信託財産中から支払われます。 また、組入有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税および借入金の利息等がありますが、運用状況等により変動するため、事前に料率や上限額等を表示することができません。		

※ ファンドの費用は作成基準日時点の投資信託説明書(交付目論見書)を元に作成しています。
 ※ 上記の費用合計額、その上限額および計算方法は、運用状況や投資者の保有期間等により異なるため、事前に表示することができません。
 ※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。なお、販売会社により対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年4月25日から2026年10月27日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する日は、購入・換金の申込みができません。
購入・換金 申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等)が発生したときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みを取り消すことができます。
信託期間	原則として無期限(2025年5月19日設定)
繰上償還	以下の場合等には、繰上償還することがあります。 ○受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ○繰上償還することが受益者のために有利であると認める場合 ○対象指数が改廃された場合 ○やむを得ない事情が発生した場合
決算日	原則、毎年1月、4月、7月、10月の各25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。
運用報告書	1月、7月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページにおいて開示します。交付運用報告書は、原則として販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	○課税上は株式投資信託として取扱われます。 ○公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ○配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

<FTSE Emerging Net of Taxについて>

本インデックスはFTSEインターナショナルリミテッド(以下「FTSE」といいます。)(が開発した指数です。当ファンドは、FTSE、ロンドン証券取引所(以下「LSEG」といいます。)(総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。)(のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、本インデックスの使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本インデックスはFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず(過失の有無を問わず)、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

<J.P. Morgan Emerging Markets Bond Index Plusについて>

本インデックスは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下、「インデックス・スポンサー」といいます。)(に帰属します。インデックス・スポンサーは、本インデックスを参照する証券、金融関連商品又は取引(以下各々「商品」といいます。)(を、賛助し、支持し、又はその他の方法で推奨するものではありません。本書に含まれる商品に関する情報は、その提供のみを目的としたものであり、商品の購入若しくは販売を目的とした募集・勧誘を行うものではありません。本インデックスの情報源及びこれに含まれるデータ若しくはその他の情報は信頼できると思われるものですが、インデックス・スポンサーはその完全性及び正確性を保証するものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品への投資の妥当性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品の管理、マーケティング又は取引に関して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスに関する追加の情報については、www.morganmarkets.com をご覧ください。当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料は情報提供を目的として株式会社sustenキャピタル・マネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料記載の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。また、税金等を考慮しておりませんので、実質的な運用成果を示すものではありません。
- 本資料記載の内容は可能な限り正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。
- 本資料に記載されている個別の銘柄・企業については、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 投資信託は価格変動のある有価証券等（外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。投資信託の運用による損益はすべてお客さまに帰属します。
- 投資信託は金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。運用状況により、分配金が支払われないこともあります。
- 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ご契約にあたっては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」を必ずご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。

委託会社、その他関係法人

◆ 委託会社

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3201号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会

電話番号：03-6810-7856

営業時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）

<https://susten.jp/>

◆ 受託会社

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

販売会社一覧

(投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は各販売会社までお申し出ください。)

商号等	登録番号	加入協会
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第164号	日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第44号	日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 一般社団法人 資産運用業協会 一般社団法人 日本STO協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会